

小川村テレワーク等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村への移住の促進及び村における雇用の場の創出を図るため、法人又は個人事業主が、村内においてサテライトオフィス、シェアオフィス等を設置、環境整備等に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、小川村補助金交付規則（昭和52年小川村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク 情報通信技術を活用し、時間及び場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。
- (2) テレワークスペース 遊休資産を活用した場所、貸会議室等で、空間の利用方法の自由度が高く、場所に囚われない空間の使い方、働き方等が可能なスペースをいう。
- (3) サテライトオフィス 村外に所在する企業等が村内に設置するオフィスで、遠隔勤務ができるよう通信設備を整えたオフィスをいう。
- (4) コワーキングスペース 異なる仕事、職業等を持つ者が、テレワーク等により、それぞれ独立した仕事を行う共有された空間をいう。
- (5) ワークেশョン ワーク（労働）及びバケーション（休暇）を組み合わせ、観光地、リゾート地等でテレワーク又はリモートワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方をいう。
- (6) シェアオフィス等 コワーキングスペース、ワークেশョンのワークスペース、レンタルオフィス等、企業又は個人がテレワークスペースとして活用できる施設をいう。
- (7) 企業等 事業を営む法人（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社をいう。）又は一般社団法人、特定非営利活動法人及び個人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内においてテレワークスペース、サテライトオフィス、シェアオフィス等を整備、設置する企業等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) テレワークスペース、サテライトオフィス、シェアオフィス等を補助対象事業完了後、業務を3年以上継続することが見込まれること。
- (2) 机、椅子、パーテーション等が設置されている又は設置される見込みであり、複数の利用者が同時に利用できる席数を確保していること。
- (3) 情報セキュリティの確保されたWi-Fi等のネット環境を有している又は有する見込みであること。
- (4) 施設の全部又は一部の専用利用が可能であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 本補助金に係る次条に規定する補助対象経費に関し、国又は地方公共団体からの補助金交付を受けていないこと。
- (7) 村税等を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 暴力団

- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 政治活動、宗教活動等を目的とする事業者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) その他補助金の交付を受けることが適当でないと村長が認める者
(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の対象経費及び内容は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助金の額	その他
テレワークスペース、サテライトオフィス、シェアオフィス等の設置に係る備品購入費※、オフィス機器（パソコン等を除く。）、固定式パーテーションの設置費及びインターネットの整備関連費	自己負担額の全額とし、50万円を上限とする。	補助金の交付は、1回限りとする。

※ 備品購入費とは、机、椅子、移動式パーテーション、ロッカー等をいう。
(補助金の額)

第5条 この要綱による補助金の額は、予算の範囲内において前条に定めるところによる。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村と事前に協議した上で、小川村テレワーク等推進事業補助金（以下「補助金」という。）申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業に要する費用の見積書及び明細書の写し
- (4) 法人登記事項証明書又は開業等の届出書、身分を証明する書類の写し
- (5) 事業対象施設との権利状況が分かる書類
- (6) 構成員名簿（申請者が団体の場合）
- (7) 定款、規約、会則等の写し（申請者が団体の場合）

2 申請者は、前項の申請において、補助金を充てる支出科目を明確にしなければならない。
(交付決定等)

第7条 村長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、これを審査し適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、決定後にその内容を変更し、又は交付決定を取下げようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第5号）により、村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項による変更を承認したときは、補助金変更承認決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (4) 整備、設置前後の写真
- (5) その他村長が認める書類

(補助金の確定)

第10条 村長は、前条の規定する事業完了報告書を受領した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、村長が指定する期日までに補助金請求書（様式第10号）により、補助金の請求をしなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他村長が特に必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）
（様式第1号）

年 月 日

小川村長 様

住所(所在地)

(団体名)

(代表者)氏名

印

小川村テレワーク等推進事業補助金交付申請書

令和3年度において、事業を実施したいので、小川村テレワーク等推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、審査にあたり必要な情報を得るために、市町村民税等の納付状況を確認されることを承諾します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 事業完了の予定期日 年 月 日
- 3 関係書類
 - ① 事業実施計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ 事業に要する費用の見積書及び明細書の写し
 - ④ 法人登記事項証明書又は開業等の届出書、身分を証明する書類の写し
 - ⑤ 事業対象施設との権利状況が分かる書類
 - ⑥ 構成員名簿（申請者が団体の場合）
 - ⑦ 定款、規約、会則等の写し（申請者が団体の場合）

様式第2号（第6条関係）
（様式第2号）

事業実施計画書	
1	事業実施の目的と内容
2	事業実施により見込まれる効果
3	事業実施（予定）スケジュール・実施（予定）場所
4	次年度以降の事業見通し

様式第3号(その2) (第6条・第9条関係)
 (様式第3号)(その2)

収支決算書 (年度)					単位:円
収入科目	本年度決算額 a	本年度予算額 b	比較増減 a-b	aのうち、 補助充当額	備 考
合 計					
支出科目	本年度決算額 a	本年度予算額 b	比較増減 a-b	aのうち、 補助充当額	備 考
合 計					

様式第4号（第7条関係）
（様式第4号）

小川村テレワーク等推進事業補助金交付決定通知書

指令 第 号
 年 月 日

住所（所在地）

（団 体 名）

（代表者）氏名

年 月 日付けで申請のあった小川村テレワーク等推進事業補助金の交付については、次の条件を附して、 年度において金 円を交付する。

年 月 日

小川村長

⑩

- 1、交付の対象となる事業は、当該申請書及び事業計画書記載のとおりとする。
- 2、事業の変更、中止または廃止しようとするときは、小川村テレワーク等推進事業補助金交付要綱第8条の規定により承認を受けなければならない。
- 3、小川村補助金交付規則及び小川村テレワーク等推進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の返還を命ずる。
- 4、補助金の使途について、監査することがある。

様式第5号（第8条関係）
（様式第5号）

小川村テレワーク等推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

小川村長 様

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名

⑩

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった小川村テレワーク等推進事業補助金について、変更（取下げ）したいから、小川村テレワーク等推進事業補助金要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（取下げ）理由

2 交付申請額 変更前 円
変更後 円

3 事業完了予定期日 年 月 日

4 関係書類

①事業実施計画書（変更後）

②収支予算書（変更後）

③その他 変更した部分が出る書類

様式第6号（第8条関係）
（様式第6号）

小川村テレワーク等推進事業補助金変更承認決定通知書

指令 第 号
年 月 日

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名

年 月 日付けて変更承認申請のあった小川村テレワーク等推進
事業補助金の交付については、次のとおり変更する。

変更後補助金額 金 円

年 月 日

小川村長

⑨

様式第7号（第9条関係）
（様式第7号）

年 月 日

小川村長 様

住所(所在地)

(団 体 名)

(代表者)氏名

印

事 業 完 了 報 告 書

年 月 日付け指令第 号で交付(変更)の決定に基づき事業
を実施したので、小川村テレワーク等推進事業補助金交付要綱第9条の規定に
基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事 業 名 小川村テレワーク等推進事業
- 2 交付決定額
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 関係書類
 - ① 事業実績調書
 - ② 補助金精算調書
 - ③ 収支決算書
 - ④ 事業に要した費用を支出したことが確認できる書類（契約書、領収書、振
込明細書等の写し等）
 - ⑤ 整備、設置前後の写真

様式第8号（第9条関係）
（様式第8号）

事業実績調書

1 事業実施により生まれた効果

2 事業実施内容・実施場所

様式第9号（第10条関係）
（様式第9号）

小川村テレワーク等推進事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名

年 月 日付けて報告のあった、 年度 小川村テレワーク等
推進事業補助金 円について確定したので通知します。

年 月 日

小川村長

⑩

様式第10号（第11条関係）
（様式第10号）

小川村テレワーク等推進事業補助金請求書

年 月 日

小川村長 様

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で額の確定のありました小川村テレワーク等推進事業補助金について、下記のとおり支払いを請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名

本・支店名

預金種目

口座番号

（フリガナ）

名義人